



## 書 き 方

- 1 この申請書は、租税特別措置法（以下、「措置法」といいます。）第20条の2第1項の規定の適用を受けた同項の表の第1号に規定する個人がその適用を受けた後の年においてその選定した措置法施行令第12条第4項各号に掲げる計算の方法を変更しようとする場合又は措置法第20条の2第1項の規定の適用を受けた同項の表の第2号に規定する個人がその適用を受けた後の年においてその選定した措置法施行令第12条第8項各号に掲げる計算の方法を変更しようとする場合に提出するものです。
- 2 この申請書は、新たな特定災害防止準備金の計算方法を採用しようとする年の開始する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1部提出してください。
- 3 「計算方法を変更しようとする理由」欄は、この申請により特定災害防止準備金の計算方法を変更しようとする理由を具体的に記載してください。